

京都市告示第 54 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 4 月 2 日

京都市長 門川 大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
嵯峨緯70号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町40番地の32地先から 同町40番地の31地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)